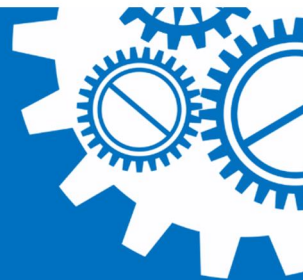


令和2年度 後期

# 新製品開発・改良促進事業



概要	新製品・新システム等の開発、基礎研究および既存製品の改良に要する経費の一部を補助します。					
対象者	以下のすべてを満たす企業 ① 申請日以前に引き続き1年以上、市内に主たる事業所または生産施設がある。 ② 令和元年度に当事業の補助金を交付されていない。(産学連携コース「基礎研究」事業を除きます。) ③ 市税の滞納が無い。					
対象経費	原材料費、部品費、機械設備費、治具費、工具費、外注加工費(全対象経費の5割以内)、共同研究費(産学連携のみ)、システム開発経費(情報サービス業を営む方のみ)、工業所有権導入費等 ※ 人件費、事務費、旅費、手数料等は対象となりません。 ※ 対象経費は消費税及び地方消費税額を含みます。					
助成額	事業区分		補助率	限度額、事業期間		
	産学連携コース	後期募集対象外				
	単独企業コース	新製品等の開発	中小企業者、中小企業団体【重点分野】	2/3以内	単年度 200万円	
			中小企業者、中小企業団体	1/2以内		
		小規模企業者	2/3以内	単年度 200万円 最大2年度200万円		
	企業連携コース	連携して行う新製品等の開発	中小企業者、中小企業団体【重点分野】	2/3以内	単年度 400万円	
			中小企業者、中小企業団体	1/2以内		
		小規模企業者を含む場合	2/3以内	単年度 400万円 最大2年度400万円		
既存製品改良コース	既存製品の改良	中小企業者	1/2以内	単年度 100万円		
		小規模企業者		単年度 100万円 最大2年度100万円		
募集時期等	2020年7月20日(月)から2020年8月31日(月)17:00まで					
注意点	① 重点分野は、環境(再生可能エネルギー関連を含む)、福祉または医療に関する分野です。 ② 大企業のグループ会社は、みなし大企業として、申請できるコースに制限があります。 ③ 他の助成制度(国、県、その他の助成)との重複は認められません。 ④ 適用企業は選考委員会(書類選考およびプレゼンテーション)で決定します。また、成果報告会で補助事業の進捗を確認のうえ、補助金を支給します。 ⑤ 事業完了後3年間、開発製品等の販売状況等に関する追跡調査にご協力いただきます。					

◆中小企業者・小規模企業者とは  
次の資本金基準、従業員数基準のいずれかを満たす会社を指します。

業種	中小企業者		小規模企業者
	資本金	従業員数	従業員数
製造業	3億円以下	300人以下	20人以下
情報サービス業、映像・音声等制作業、デザイン業	5千万円以下	100人以下	5人以下

提出書類等の詳細は  
Webサイト「金沢のものづくり」を  
ご覧ください。

金沢のものづくり

検索



【お問い合わせ・申請窓口】金沢市異業種研修会館 金沢市打木町東1400 TEL 076-240-1934  
(金沢市 経済局 商工業振興課 工業振興係 TEL 076-220-2205)  
MAIL [syoukou@city.kanazawa.lg.jp](mailto:syoukou@city.kanazawa.lg.jp)